

海外の女性／ジェンダー情報

論 文

インドにおける女性の権利と ジェンダーに基づく暴力

パメラ・シングラ Pamela Singla

要 旨

人間開発の問題に深く関わるジェンダー不平等は、多くの形態で現れる。女性に対する暴力は、ジェンダー不平等の具体的な形態の1つである。女性の権利の侵害、特に女性に対する暴力への世界的懸念が女性差別撤廃条約制定に道を開き、同条約はインドを含めた加盟国により批准されている。しかしながら、インドには非常に女性擁護色の強い憲法や女性を優遇するさまざまな法律が存在するにもかかわらず、女性の権利の侵害が続いていることは、既存の法律と政府プログラムを実施するための強力な実施機構の必要性を物語っている。デリー警察により導入されたパリヴァルタン（Parivartan）プログラムは、女性に対する暴力と闘うことを目的とするイニシアティブの一例である。2005年に導入されたこのプログラムは、人々の考えを変え、女性が自分で自分の身を守ることができるようにすることを目指している。ソーシャルワーク専門家は、このプログラムに不可欠で、彼らは自らの知識ベースを駆使してプログラムの基盤強化を試みている。そうするなかで浮上した多くの問題と、彼らが直面した多数の課題を本稿のなかで読者に紹介する。また本稿では、インドにおける女性の権利およびジェンダーに基づく暴力の本質について論考し、コミュニティ参加促進型の暴力防止モデルを紹介する。

キーワード：ジェンダーに基づく暴力、女性に対する暴力、女性の権利、コミュニティに根差したイニシアティブ

1. 女性の権利

1974年は、インドにおける女性運動史上、画期的な年である。同年発表された「平等に向けて—インドにおける女性の地位委員会に関する報告書」(*Towards Equality—Report on the Committee for Status of Women in India* (CSWI))により、独立後のインドにおける女性の地位に関する包括的概観が示された。同報告書

は、独立から25年もの年月が経過し、女性を優遇する法律が多数制定されていたにもかかわらず、女性は依然として何ら権利を持たない存在であり続けていた、という驚くべき事実を明らかにした。女性は、教育、保健、政治的意思決定、およびキャリアの面で苦しんでいた。独立から60年が経過した現在のインドでも、私たちは未だに、教育など前述分野における女性の地位向上に取り組んでいる。インド政府がジェンダー・センシティブでないというわけではない。それどころ

か、遡ること1949年に起草されたインド憲法は世界有数のジェンダー・センシティブな憲法である。インドは、ジェンダー・センシティブな法律を有し、女性差別撤廃条約（CEDAW）を批准し（1993年）、各種の枠組みや計画および女性のエンパワーメントに関する国家政策も有している。それにもかかわらず、インドの性比には依然として女性に不利な偏りがあり、女性は基本的人権と基本的人間開発の恩恵から除外されている。

1. 1. 国際的なシナリオ

女性の権利の侵害は一国特有のものではなく、世界中に広く見られるもので、その性質も多様である。21世紀に入っても女性の権利の普及に取り組まなければならないのは残念だが、実際には、世界中の女性たちが、平等、尊厳、そして自由のために闘ってきたのであり、また今もなお闘い続けている。国連文書「女性」[Women, 1991]は、世界中の女性に共通の懸念分野を少なくとも6つ挙げている。これらの分野には、リーガル・リテラシー（法的識字能力）、保健、教育、労働、政治、暴力が含まれている。唯一の相違点は、先進諸国においてはジェンダー差別が雇用機会や賃金における不平等という形態を取るのに対し、途上諸国においては雇用に限らず、教育や栄養補給、医療などさらに広範囲にわたることである。

これは、世界中の女性が男性に比べて依然として周縁化された従属的地位にあるためである。この地位は、アリストテレスの時代にさえ存在していた。彼は『政治学』の執筆中、奴隷制度に関する道徳的正しさという問題に直面したが、女性が劣った地位にあり、男性に従属する存在であると考えていたことは間違いないと言われている。このように、世界中の女性たちは自らの独立したアイデンティティを生み出すため、思想、価値観、制度、手段における男性上位のリーダーシップの下で闘わざるを得なかったのである[Lerner, 1993:6-11]。

国連は、1945年の創設以来、女性とジェンダーの問題に取り組んできた。4つの世界女性会議（メキシコ／1975年、コペンハーゲン／1980年、ナイロビ／1985年、北京／1995年）、国際女性年（1975年）、および国連女性の10年（1976～85年）が世界的に女性の状況を変えるための道筋をつけた。これらがきっかけとなり、国連では、1979年CEDAWの採択、1981年の発効

へ、さらには国連女性開発基金（UNIFEM）、および国連の女性の向上のための国際訓練研究所（INSTRAW）の設立へとつながった [Devaki Jain, 2005]。

1. 2. 南アジア地域

パングラデシュ、ブータン、ネパール、インド、スリランカ、モルジブ、パキスタンで構成される南アジア地域（SAARC = 南アジア地域協力連合）は、さまざまな文化的、地理的共通性を有し、ジェンダー差別においても共通の問題が広く存在することが見逃せない。域内では家父長制社会が優勢であり、女性の基本的権利の欠如が引き起こされている。それは、手段へのアクセスとコントロールの欠如、インフォーマルセクター（非公式部門）での低賃金労働への従事、政治参加の遅れ、教育状況と健康状況の悪さ、暴力の被害者になること、自身の身体支配の欠如という形態で現れている。

SAARC加盟諸国はすでにCEDAWを批准している。ほとんどの加盟国にナショナル・マシーナリー（国内本部機構）と国家女性委員会が設置されており、法改正が行われてきた。域内ほとんどの諸国において、女性に対する暴力に対処する法律が提案されている。ジェンダーに基づく暴力は、北京会議で非常に重要な問題として取り上げられ、その折りにUNIFEM南アジア地域事務所（SARO）およびUNICEF南アジア地域事務所（ROSA）が、南アジアにおける女性に対する暴力と闘うために協力することを決定した。

1. 3. インドのシナリオ

インドは、女性の権利とその侵害の研究において興味深いケースとして挙げることができる。かつて女性が享受した地位と女性に与えられた尊敬という点で、インドには非常に豊かな歴史があるためだ。簡単に歴史をたどると、インドの女性はヴェーダ時代前期（紀元前2000年～前1000年）には男性と同様の地位を享受していた。女性はあらゆる分野で尊敬されていた。女性は、自ら学ぶ機会があり、神を称える歌を披露し、男性と共に公の場での討議や議論に参加していた。この時代にはさらに、戦争で戦うことで男女間の完全な平等を実証した女性たちが存在したとも伝えられている。ヴェーダ時代後期（紀元前1000年～前600年）に入ると状況が変化し始める。かつては男性と対等の地位を享受していた女性が、男性との平等な地位を否定さ

れるようになったのである。この頃、女性の社会的地位は、女性が劣った存在であるという口実で家庭内に閉じ込められるまでに低下した。女性は徐々に独立性を失い、完全に夫に依存するようになった。1947年のインド独立まで200年にわたった英国統治時代には、ラム・モハン・ロイヤイシュワル・チャンド・ヴィディヤサーガル、スワミ・ダヤナンド・サラスヴァティら多くの社会改革者が19世紀の女性の権利のために闘った。寡婦の再婚禁止、女子教育のあり方、サティー（寡婦殉死）、幼児婚などは、彼ら改革者が反対を唱えた従来の慣習である。

それ以来、私たちは著しい進歩を遂げた。インドは1947年に独立し、1949年には上手く作成された草案の1つであるインド憲法が起草された。そのなかでジェンダー平等に然るべき重要性が与えられていた。今日、インド経済は好況を呈している。しかしインドには未だにジェンダーの不均衡がはびこっており、世界経済フォーラム発表のジェンダーギャップ指数 (GGGI) にもよく表れている。WEFが評価対象とした128か国中、インドは114位である。調査の要点は、教育、経済、政治、保健の各分野において女性が得られる手段と機会の割合などである。またインドとしては、全国的な数値よりも女性の比率が低い州があり、それらの州では女性は一所有物に過ぎないと考えられている。それらの州では、女性は経済的負担とみなされ、女兒の命が奪われている (Whitton)。

憲法上の権利 インド憲法は、基本的権利として多様な権利を国民に付与している。これらの権利は男女に等しく認められており、以下のようなものがある。

- 平等権：憲法第14条および15条は、何人たりとも性別（宗教、カースト、信条、人種、出生地）に基づく差別を受けてはならないと規定している。第16条には、公職への雇用における性別に基づく差別の禁止が謳われている。
- 自由権：言論および表現の自由。
- 搾取されない権利：「搾取」とは強制労働のことである。
- 信教の自由権：自由に宗教を信仰し、その教えを実践できることを意味する。
- 財産権：財産の取得、保持、売却。
- 文化および教育の権利：教育機関への入学許可を得る自由および自らの文化を守る自由を意味する。

- 法的救済権：憲法上の権利の執行を裁判所に求める権利を意味する。

社会的権利 インドの女性ヒンドゥー教徒は、18歳から自らの配偶者を選ぶ権利を有し（1955年ヒンドゥー婚姻法）、同じカーストや宗教内からでもそれ以外からでも配偶者を選ぶことができる。18歳未満の婚姻は処罰の対象である。男性の婚姻年齢は21歳である。しかしながら、現実には15歳未満で出産経験のある女性は30万人近く存在する（2001年国勢調査）。ヒンドゥー婚姻法では一夫一妻制のみを認めているが、イスラム法では現在も一夫多妻制を認めている。

経済的権利 1976年同一賃金法は、男女労働者間の賃金差別を禁じている。1961年出産給付法は女性従業員に社会保障を提供している。インドは、労働に関する多数のILO条約を批准している。1988年に発表された「シュラム・シャクティ報告書」(Shram Shakti Report) は、未組織部門における女性の窮状を浮き彫りにしている。就労女性数はますます増加しているが、高搾取と賃金差別で特徴付けられる未組織部門レベルでの増加であることが認められる。衣料品や食品加工などの産業は、低賃金と長い労働時間で女性労働者を搾取しているものと見られる。

政治的権利 第73次および第74次憲法改正を行った結果、農村部・都市部レベルの地方自治体議会において議席の33%を女性に留保することが定められた。インド女性は早くも1935年には選挙権を獲得していた（第2波）。今日では、インド女性（男性）の誰もが18歳から投票できる。ただし、中央議会における女性への議席留保については依然として実現が待たれている。

法律面 インドでは、早くも1960年代には女性を支援する多くの法律が作られ、後に修正された。その一部を挙げると、1961年出産給付法のほか、ダウリー（持参金）の授受を不法行為と定めた1961年ダウリー禁止法およびそれに続く修正条項、1976年同一賃金法、1971年人工妊娠中絶法、1986年不道徳薬物取引防止法、1984年家庭裁判所法、1986年・1988年女性の猥褻表現規制法、1987年サティー禁止法などがある。また、第73次および第74次憲法改正では、パンチャーヤト（農村部自治体）および自治都市議会の3分の1の議席を女性に留保することが定められている。それでもなお、インドにおける女性の地位は、既存法律の適切な施行が必要とされる状態にある。

暴力からの保護 2005年女性に対するドメスティッ

ク・バイオレンス防止法、CEDAWの批准、2001年の女性のエンパワーメントに関する国家政策、家庭裁判所、家族相談センター、女性に対する犯罪対策班などは、女性に対する暴力と闘う政府のイニシアティブである。これは、インド政府があらゆる形態の暴力からの保護を女性の権利として扱っていることを示している。

2. 女性に対する暴力 (VAW)

これは、人権尊重からの逸脱として最も広範囲に見られる最悪の形態の1つである。女性に対する暴力 (VAW) は全世界に広く見られ、社会現象として容認されている。あらゆる文化と国で発生している普遍的な問題である。世界各地の90の文化を対象にしたある研究では、すべての文化に家庭内暴力が存在し、なかでもVAWが最も一般的な暴力形態であることが明らかになっている。家庭内VAWに関する最近の国連研究は、世界各地で多くの女性が自らの家庭内で殺害、暴行、性的虐待、脅迫、および侮辱行為の被害者となっていると結論付けている [Lina Gonslaves, 2001]。国単位のデータがないことは、この問題が概して認められておらず、対処もなされていないことを示している。この問題は、公の場で議論すべきではない、私的領域の問題として扱われている。

VAWは、開発に対する大きな障害の1つであり、開発プロセスに参加するための女性の健康、自尊心、能力に悪影響を与えている。近年の調査では、世界の女性の約4分の1が家庭内で暴力的虐待を受けていることが示されている。データによると、被害者は、タイで女性の50%、パプアニューギニアと韓国では60%、パキスタンとチリでは80%にもぼっている。米国では、ドメスティック・バイオレンスが最も多い女性の負傷原因の1つであり、入院患者数についてはレイプと交通事故の合計数よりも多くなっている。英国でも同様に、ドメスティック・バイオレンスは社会が今日直面している大きな問題の1つである [Savitri Gooneskere, 2004]。問題は、家庭というプライベートな領域で発生するため、友人や近隣住民、親戚、当局が介入したがるが、解決が困難なことである。被害者自身が被害を申し立てることも少なく、法的手段に訴えることはさらに少ない。

インドにおけるVAWは増加し続けており、法律および刑事司法制度が対応できていないこと、あるいは効果的に対処できていないことを示している。ダウリーを禁止する法律は存在し、修正もなされているが、ダウリーの授受は今も行われており、ダウリー関連の死も発生している。これは、事件が起きてしまってからか、あるいは争いになってしまってからしか法的な申し立てがなされないためである。国も女性団体も、この問題に対する意識啓発キャンペーンを行っていない。

3. インドにおけるVAW形態概論

インド女性は、地域、宗教、階級を問わず、生涯を通して暴力を受ける恐れがある。暴力は多様な形態を取って現れ、たとえばレイプ (夫婦間のレイプや警察などによる拘束中のレイプを含む)、胎児の性別選択、女児墮胎と女児殺し、ドメスティック・バイオレンス、ダウリーに関連した暴力、寡婦に対する暴力、武力紛争における暴力、セクシャルハラスメント、性的な虐待やいたづら、イヴ・ティージング (主に路上や乗物内での女性に対する性的嫌がらせ)、暴行、強制売春、魔女狩り、名誉殺人、裸にして人前を歩かせること、警察などによる拘束中の暴力などがある。

インドにおけるジェンダー・バイオレンスの根源は、女性を定義し、律し、従属させている、さまざまな規範と期待、理解にある。特に広く見られる規範が家父長制である。故に、女性は黙って耐えるものと思われる。そうしていれば、モラルと価値観のしっかりした「善良な女性」と認められるが、言いなりになるイメージからはみ出そうものなら、たちまち「悪女」のレッテルを貼られてしまう。そのうえ、レイプや夫からの暴力などで被害に遭っている場合には、社会、すなわち男性が決めた規範に厚かましくも従わなかったのだから、暴力を受けて当然ということにされてしまう。インドでは、伝統的に、女性は家庭内に閉じこもっていることを期待され、人前に姿をさらすものではないと思われるが、それは人からじろじろ見られることが不適切であると考えられているためである。これはまた、女性を公的地位から締め出す方法でもあった。だが皮肉なことに、病人の看病や家族の儀式、出産など、家族に必要なことを果たすための外

出は認められている。このような状況ならば、家庭の義務遂行を伴うため、女性が人前に出ることが容認されるが、個人的に必要な外出（遊びや仕事など）の場合は、望ましくなく、規範に背いているとみなされる。

インドで女性や少女が直面する暴力のなかでも、家庭という聖域で起こるドメスティック・バイオレンスは、公の場に持ち出すべきではない個人的な問題であるとみなされているため、公の場で議論されることが極めて少ない。各地にはこの慣習を助長することわざがあり、映画のなかでもそれが巧みに描かれてきた。強調される点は、夫による暴力と夫婦間の愛情が等しいという考え方を反映した、感情的、性的関係である。これが、ドメスティック・バイオレンスへの介入に対する社会的抵抗の大きな要因である。

レイプ事件については、さまざまな理由から届け出件数は実際の発生件数よりも少なくなっている。その理由の1つは、被害者が非常に辛い体験の一部始終を再体験させられるという、公判の本質にある。これに関して言えば、判決が出るまでに時間がかかることや、レイプ犯を無罪にし、被害者にさらなる汚名を着せるような社会制度になっていることもその理由に挙げられる。そのうえ、通報すれば被害者の「結婚適性」に傷が付く。未婚の娘は、父親にとって経済的負担だとみなされている。ヒンドゥー教の文化によれば、父親は、娘を嫁がせる、つまり「カニヤードン」(*kanyadan*) を実行して初めて7つの天国に達することができる。

女兒墮胎と女兒殺しは、息子を望むためにインドで慣習的に行われている、別の形態のジェンダー・バイオレンスである。女兒殺しは、乳児のうちに牛乳で溺死させる、窒息死させる、あるいは頭を割るなど、多様な形態で行われ、この犯罪を行う人間の理屈では、そうすることで家族の重荷として生きることから女兒を解放してやっているのである。出生前診断は、胎児の性別を知り、女の子だった場合に中絶できるよう、都市部でも農村部でも盛んに行われている。

ここ10年で表面化した、新たなジェンダーに基づく暴力は、パンチャーヤト制度 (PRI) として知られる地方自治体レベルで議席の33%を女性に留保することに関連するものである。1992年まで男性が支配していたこれらの自治体で、現在ではその33%の議席が女性のために留保されている。これにより、新しいタイプ

の女性に対する暴力が出現した。パンチャーヤトにおいて、女性は、夫など男性家族の代理としての役割を果たすのか、それとも議員という与えられた立場を活かして働くのかの選択を迫られ、後者を選べば、レイプ、家族と自身への襲撃、オフィスで長時間待たされ無視される、おかしな時間に馴染みのない会場で会議を設定されるなどの報いを受ける。

ダウリーに関連した暴力もまた、インド社会で発生する憎むべき犯罪の一形態である。女性は、嫁ぐ際に高価な贈り物や現金という形でダウリーを持参することが期待される。その期待が裏切られた場合、花婿とその家族からの嫁いじめが始まり、殺害に至ることまである。これらのほか、名誉殺人もまた、インドで慣習的に行われている VAW の形態である。

インドは福祉国家であり、憲法および刑法にジェンダー平等に関する条項が多数存在するにもかかわらず、女性に対する暴力は弱まることなく続いている。おそらく、この状況を改善するためには、人々に強要するのではなく、人々が自ら意欲的に、女性が尊重される、暴力のない社会を欲することに焦点を絞った戦略が必要である。以下に論じるプログラムは、この理想をもって考案されたモデルであり、また、活動中に直面した問題と課題への対処も試みられている。

4. インドにおける女性の権利およびジェンダーに基づく暴力

家父長制社会であるために、女性の権利と女性が直面する暴力への取り組みは、フィールドワーカーや政策立案者に多くの課題をもたらしている。その一部には以下などが挙げられる。

- ▶ **権力関係**：権力関係は男性に有利に偏っている。そのため、女性を動かそうとすれば、家長からだけでなく、権力が男性側にあると教え込まれてきた年配女性からも抵抗に遭う。
- ▶ **抵抗**：男性から見て、女性を強くし、男性支配を脅かし、女性を自立させることにつながる行動に対しては、男性からの抵抗が示される。
- ▶ **公的領域と私的領域**：インド社会では、女性の問題は私的領域内に留められるべきものであり、公の場で論じられるべきものではないと信じられている。事実、積極的に発言し、従来の女性のイメージから

外れている女性は「悪女」とみなされる。女性たちも、社会の男性と年配女性によって形成された善良な女性と悪女のイメージを内在化している。

- ▶ **過剰な負担のかかる貧しい女性**：貧しい女性はすでに労働で過剰な負担を強いられているため、「生産と生殖」における役割以外に割ける時間がほとんどない。
- ▶ **プロフィール**：インド人口の大多数が、非識字、貧困、国家機構と法律と政策に対する認識の欠如、大家族、借金などを特徴とする人々で構成されているため、女性の権利と現行の支援制度について女性たちの認識を高めるには、膨大な持続的努力を要する。
- ▶ **現場レベルのスタッフ**：現場レベルのスタッフがどれだけ意欲を持っているかは、女性に特化したプログラムの効果と成否を左右する重要要因である。
- ▶ **差別的慣習**：女性と女兒に対する差別は、教育、手段へのアクセス、医療、意思決定などにおいて慣習的に行われている。したがって、女兒墮胎、ダウリー死、レイプ、児童売春、VAWなど多様な虐待を引き起こす人権侵害が発生している。

5. プログラム：パリアヴァルタン

デリー警察のイニシアティブのひとつであるパリアヴァルタン・プログラムは、増加する女性に対する暴力に対処するためにコミュニティ内の女性を参加させる必要があったことから発足したもので、非常に革新的なプログラムである。ソーシャルワーク専門家としての著者の参加を含め、その主要な特徴の一部を次頁以降に詳述する。また、コミュニティをベースにした試みの活動中に直面した課題を振り返り、このプログラムが最近導入されたコミュニティの事例を本稿の締めくくりとして紹介する。

5.1. プログラムと著者の関わり

私がこのプログラムに関わるようになったのは2006年のことで、フィールドワークの指導が私に託された役割であった。それから4年経ち、その間に同プログラムにおいて8人の学生がフィールドワークを行い、2人の学生がブロック単位のフィールドワークを完了させた。指導上学生に与えたアドバイスが、プロ

グラムの強化に役立った。専門分野の1つとしてジェンダー研究を教え、同分野での研究経験を持つ教員である私とデリー警察との関係は、指導役よりもむしろ専門家としての役割をベースにしており、指導に伴う視察やプログラムへの関わりを深めるなかで得た知見を共有するうちに育まれたものである。

5.2. パリアヴァルタン・モデル

このプログラムは、女性と子ども、特に女兒に対する犯罪を発見し、対抗、予防するため、大衆の間に信頼と自信を醸成することを目指している。プログラムの現在の主な参加者は、女性巡回警察官(WBC)、ソーシャルワーク専攻の学生、NGO、公立学校、デリー大学女性研究開発センター(研修プログラム)、およびフィールド専門家などである。

パリアヴァルタン行動計画には、以下などが含まれている。

- ▶ 巡回区域とコミュニティで発生する苦情処理のため、慎重な対応を要する巡回区域にWBCを配置すること。
- ▶ パントマイムショーやWBCによる戸別訪問などを通して、人々のジェンダー・センシティブティを高める意識啓発活動を実施すること。
- ▶ パリアヴァルタン・キャンペーンをさらに広く普及するための女性安全委員会(WSC)を設置し、女性と子どもに対する暴力を生じさせる、多くの相関要因に対処するうえで、WSCが決定的な役割を果たせるようにすること。
- ▶ 予期せぬトラブルに自ら立ち向かう力を女子に与えることができるよう、特に公立学校において護身トレーニングプログラムを実施すること。
- ▶ 専門家による講義や具体的説明を通して、性的暴行を受けた場合には通報するよう、女兒と女性を奮い立たせること。
- ▶ 警察職員を対象にした、ジェンダー問題に関するオリエンテーションとトレーニング。

パリアヴァルタン・プログラムはさまざまな利害関係者の態度を変えることが目的であり、態度を変えさせるためには持続的な介入が必要である。

対象人口と参加者数 プログラムは、デリーの北部、北西部、郊外の各地区内から選ばれた52の巡回区域にわたって展開され、対象人口は約110万人である。対象区域内では、助けを必要とする誰もが、女性巡回警

警察官に接触し、苦情を申し立てることができる。

活動期間 2005年8月29日の開始以降、現在も継続中である。

場所 インドの首都デリー

活動に従事するスタッフ数

- ▶警部 1名
- ▶警部補 1名
- ▶巡査部長 21名
- ▶巡査 101名

費用 既存組織から人員を充当しているため、プログラム用の人材採用は別途行っていない。

資金源 デリー市警察

デリー警察の評価による測定可能な成果や効果 以下の統計データにより、プログラムの効果がうかがえる。

- ▶女性に対する暴力、特にレイプの発生件数の伸び率が減少した(表1)。
- ▶これまでに2,000人の学生が護身トレーニングキャンプで訓練を受けている。
- ▶89のワークショップが学校で開催された。
- ▶1巡回区域あたり25~30人の女性メンバーで構成される女性安全委員会の設置により、警察の取り組みが強化された。
- ▶女性巡回警察官を対象にしたトレーニング・セッションおよびジェンダー・センシティブティを高めるワークショップ(同ワークショップを21回開催)を頻繁に実施することで、効果的なプログラム運営に向けて訓練された人員を確保できた。

デリー市は人口およそ1,300万人を擁し、10地区で構成されている。プログラムは、そのうち合計で人口およそ100万人にのぼる、3地区で開始された。プログラムは最近開始されたばかりであるため、勢いがつくまでには時間を要するだろう。

ソーシャルワーク専門家から見た評価 現場視察の際に著者が注目した効果には、以下が挙げられる。

- ▶パントマイムショーと講義による意識向上。
- ▶女子就学率の向上。

表1 最近3年間の犯罪統計

年	2005	2006	2007
デリー	658	623	598
北西部地区	190	169	156

- ▶女性巡回警察官によるコミュニティ巡回中に、市民と警察の交流に改善が見られる。
- ▶権力が女性と関連づけられるようになり、このことが、少女にとっては理想像として、また、コミュニティの不良には抑止力として機能している。
- ▶調査やフィールドワークへの学生の参加が増加し、プログラムにおける市民社会の参加がより良いかたちで増加している。

フィールドワーク中に直面した課題

ソーシャルワーク研修生から見た課題

- 女性巡回警察官(WBC)への負担が大きく、プログラムのためだけに割けるスケジュールが足りない。
- 警察当局は、日常業務の遂行で手いっぱいのため、警察主導プログラムにもかかわらず、それに充てられる時間がほとんどない。
- ドメスティック・バイオレンスなど私的なこととして扱われる問題については、コミュニティの女性に問題を共有させることが難しい。
- コミュニティの女性側の時間管理ができていないため、女性安全委員会(WSC)の会合開催に悪影響を及ぼしている。

警察当局から見た課題

- 特に管理者レベルでの女性警察官の不足。
- 活動と広報活動を行うための資金の不足。
- 女性スタッフ用のパトロール車両の不足。
- 警察男性スタッフの男性上位の考え方。
- スタッフには専門的スキルが必要だが、育成には時間を要する。

既存モデルを強化するためのソーシャルワークの介入を通じた取り組み

- 選ばれた巡回区域における戸別訪問による情報普及——プログラムやドメスティック・バイオレンス、法律などに関して。
- コミュニティ内の選ばれたブロックに居住する女性との定期会合。
- ドメスティック・バイオレンスに関する問題の特定と報告。
- リーガル・リテラシーと年金問題。
- 社会貢献活動への女性の動員。
- WBCの記録の効率化。
- 女性安全委員会(WSC)の強化。
- WBCとのフィードバック・セッション。

5.3. パリヴァルトン・プログラムにおける女性安全委員会 (WSC) の設置

プログラムは2008年、デリー北部地区に導入された。警察スタッフとソーシャルワーク専攻の学生による協働イニシアティブとして、このコミュニティでパントマイムショーが開催された。ショーで演じられた問題は、ドメスティック・バイオレンス、HIV/エイズ、および児童虐待であった。ショーのメッセージと教訓は、コミュニティに必要認識を促すため、幕間ごとに明確な言葉で表現された。ショー終了後、著者は2005年ドメスティック・バイオレンス法について講演し、コミュニティにとっての、特に女性と女兒にとってのこのプログラムの重要性を繰り返し述べた。その際、女性安全委員会 (WSC) のメンバーを募った。興味深いことに、希望者は30人にのぼった。ソーシャルワーク専攻の学生が、WSC初回会合の日時を彼女たちと共に設定した。この事例を用いて、WSC設置を試みた際、どのような知見が得られたかを読者に紹介する。

このコミュニティの女性安全委員会のメンバー希望者と開いた会合数回の平均出席者数は、18人であった。ただし、すべての会合で出席者の顔ぶれが同じだったわけではない。カーストや階級、宗教などが出席の妨げとならないよう、会合は必ず、私的な場所ではなく公共の場所で開催された。出席する女性の数を増やすため、さまざまな戦略が駆使された。たとえば、女性によるロールプレイの実施、ボランティア団体からのリソース・パーソンの招聘、フリップチャートやパンフレット、配布資料の活用、講義やディスカッションの開催などを行った。会合では、女性たちが多くの情報を共有した。それらの情報からは以下が推測された。

- ドメスティック・バイオレンス (DV) は存在する。
- DVの主な原因の1つに飲酒が挙げられる。
- 近隣住民は助けや問題解決等の介入を避けており、DVは私的問題と見なされている。
- 男性は、娘に言葉による虐待まで行っている。
- 外出している姿を見られると家族から品がないというレッテルを貼られるため、家に閉じこもっているほうがよいと考える女性もいる。

介入戦略として、ソーシャルワーク研修生が出席者全員のリストを作成した。リストには、会合に出席し

た女性の氏名と携帯電話番号、住所が記載された。DVが発生した場合にメンバーに連絡できるよう、リストのコピーが全員に配布された。WBCは、コミュニティの巡回を約束した。

やがて、会合に出席した女性に関連する特定の側面が明らかになった。それらを以下に挙げる。

- 他人の話を傾聴する忍耐力の欠如が見られる。
- 即時の問題解決を求めている。
- 家に戻り、やり残した家事をやりたがっていた。ただし、出席者たちに相談のうえで会合のタイミングが決定されたことは付け加えておく必要がある。
- 近所で行われる週1回の祈祷会に出席したがった女性もいた。
- 迅速な結果を求めている。
- 家にいさせたいと思っている夫からの支援がない。

2回目の会合終了後、会場が騒がしいとの理由で、会場を変更しなければならなくなった。静かな会場が見つかったが、それは政府所有の建物であったため、関係当局から事前に許可を得る必要があった。この手続きは、ソーシャルワーク研修生が担当し、建物を会合会場として使用するための許可状を得た。

会合は、著者の指導の下、ソーシャルワーク研修生により定期的に行われていたため、フィールドワーク終了と共にこの活動は行き詰ったが、新たな学生たちの参加により、再開された。その学生たちはまだ、活動開始に向けてコミュニティに対する理解を深め、信頼関係を築いている段階にある。

5.4. 利害関係者の今後の発展のための提案

利害関係者 (コミュニティ、警察、ソーシャルワーカー、専門家) は、プログラムをさらに強化するため、以下に挙げる活動で協力し合う必要がある。

- ▶ プログラムが新たに導入される地区においてVAWの種類を特定する。
- ▶ ジェンダー・センシティブリティを高めるワークショップを定期的に行う。WBCと当局関係者にも参加してもらう。
- ▶ WBCの職務の効率化。WBCがパリヴァルトン関連の任務と巡回を効果的に遂行できるようにするために必要である。

- ▶ ソーシャルワーク専門家またはカウンセラーの配置。WBCの精神的ニーズに対応し、プログラムを効果的に導入するために必要である。
- ▶ 女性が自信を育む助けになるよう、女性に対して経済的なエンパワーメントを行う。
- ▶ 能力向上のため、学校で講義と護身のクラスを行う。
- ▶ 意識啓発向上のため、パントマイムショーを継続する。

6. 結論

要約すれば、大学、社会の世話役、コミュニティに根差した団体、資金提供機関などの既存機関が協働して取り組むなら、パリエアルタンのような試みは歓迎すべきであると言えるだろう。コミュニティに基づいた治安維持のためのプログラムの目標は、意識向上を図り、社会通念上支配的な既成概念を変えることで、変化をもたらすことである。同様のプログラムがもたらす小さな変化でさえ、女性の生活を向上させ、女性を社会の生産的なメンバーにするうえで大きな効果があるだろう。

〈参考文献〉

Ahuja, Ram 1992 Rights of Women: A Feminist Perspective, Jaipur, New Delhi: Rawat Publications.

Haider, Raana 2000 A Perspective in Development: Gender Focus, Dhaka: The University Press Limited.

Gonslaves, Lina. 2001 Women and Human Rights, New Delhi: APH Publishing Corporation.

Gooneskere, Savitri (ed.) 2004 Violence, Law and Women's Rights in South Asia, New Delhi: Sage Publications.

Jain, Devaki 2005 Women, Development and the UN: A 60 Year Quest for Equality and Justice, Hyderabad: Orient Longman.

Lerner, Gerda. 1993 The Creation of Feminist Consciousness: From middle ages to eighteen-seventy, Volume-II, New York: Oxford University Press.

Mukherjee, Sanchari Roy (ed.) 2007 Indian Women: Broken Words, Distant Dreams, Kolkata: Levant Books.

Women: Challenges to the Year 2000, 1991 United Nations.

Peters, Julies and Andrea Wolper 1995 Women's Rights, Human Rights, New York, London: Routledge.

Singla, Pamela 2007 Women's Participation in Panchayati Raj: Nature and Effectiveness, Jaipur, New Delhi: Rawat Publishers.

Whitton, Chaplotte (year not traceable) Mind the Gap: Status of Indian Women is among the World's Worst, Newspaper clipping.

Annual Reports of Parivartan.

(パメラ・シングラ デリー大学准教授)